

平成 2 5 年 5 月 臨時会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 5 月 8 日 開会

河 合 町 議 会

平成25年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（5月8日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	4
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	6
○開議の宣告.....	6
○町長のあいさつ.....	6
○会議録署名議員の指名.....	7
○会期の決定.....	7
○日程の追加.....	8
○議長の辞職.....	8
○日程の追加.....	9
○議長の選挙.....	9
○日程の追加.....	12
○副議長の辞職.....	12
○日程の追加.....	13
○副議長の選挙.....	13
○日程の追加.....	15
○各常任委員会の委員の選任.....	15
○日程の追加.....	17
○議会運営委員会の委員の選任.....	17
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	18
○同意第11号の上程、説明.....	18

○同意第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	19
○承認第 1 号から承認第 3 号までの上程、説明.....	19
○承認第 1 号の質疑、討論、採決.....	22
○承認第 2 号の質疑、討論、採決.....	25
○承認第 3 号の質疑、討論、採決.....	26
○教育長就任の挨拶.....	27
○閉会の宣告.....	27
○署名議員.....	29

河合町告示第10号

平成25年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年 4月25日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成25年5月8日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

同意第11号 固定資産評価員の選任について

承認第1号 専決処分を求めることについて

(平成24年度河合町一般会計補正予算)

承認第2号 専決処分を求めることについて

(河合町税条例の一部改正)

承認第3号 専決処分を求めることについて

(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

平成 2 5 年 5 月 8 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

平成25年第1回(5月)河合町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成25年5月8日(水)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第11号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第 6 議会運営委員会の委員の選任
- 追加日程第 7 継続調査
-

出席議員(13名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 馬場 千恵子 | 2番 | 杵本 光清 |
| 3番 | 吉村 幸訓 | 4番 | 岡田 康則 |
| 5番 | 森尾 和正 | 6番 | 池原 真智子 |

7番 西村 潔
9番 谷本 昌弘
11番 岡井 誠也
13番 弓戸 猛

8番 疋田 俊文
10番 中尾 伊佐男
12番 辻井 賢治

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井 康徳	副 町 長	藤岡 和成
教 育 長	竹林 信也	総 務 部 長	竹田 裕昭
福 祉 部 長	中尾 博幸	住 民 生 活 部 長	梅本 英則
ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	東 正次	教 育 部 長	井筒 匠
総 務 部 次 長	澤井 昭仁	総 務 部 次 長	福井 敏夫
ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	堀内 伸浩	総 務 課 長	木村 光弘
税 務 課 長	岡田 昌浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森嶋 雅也
住 民 福 祉 課 長	大西 孝幸	福 祉 政 策 課 長	杉本 正範
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上村 豊	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	門口 光男
住 民 生 活 課 長	西浦 清繁	環 境 衛 生 課 長	大平 謙治
都 市 整 備 課 長	中山 雅至	地 域 活 性 課 長	山本 孝典
上 下 水 道 課 長	石田 英毅	教 育 総 務 課 長	御興 善弘
生 涯 学 習 課 長	上村 欣也		

会議に従事した事務局職員

局 長	増田 善紀	係 長	中原 三奈
主 事	堀内 一憲		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（池原真智子） おはようございます。本日、告示第10号をもって平成25年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成25年第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎開議の宣告

○議長（池原真智子） これより、本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（池原真智子） 町長、招集の挨拶を登壇の上、願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（池原真智子） はい、町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第1回河合町臨時議会を招集いたしましたところ、全員、元気にお揃いをいただきまして、大変ご苦勞様でございます。

最近は特に暑さ、寒さが変化に著しい時でございます。血压の高い人、十二分にも注意をしていただきたいというふうに思います。本日、上程いたしております案件は同意第11号の1同意、承認第1号から承認第3号の3承認、合計4案件を上程させていただいております。

十分なるご審議、ご決定いただきますことをお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池原真智子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番辻井賢治議員、13番弓戸猛議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（池原真智子） 日程第2、会期の決定を議題とします。

4月25日に議会運営委員会を開催していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告を願います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（池原真智子） 谷本委員長。

○9番（谷本昌弘） 去る4月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日5月8日、1日限りといたします。

議案につきましては、同意第11号の1同意、承認第1号から第3号までの3承認を本日上程し、審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（池原真智子） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員会報告どおりに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（池原真智子） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長の報告どおり、本日1日限りとします。

暫時、休憩いたします。休憩後、議長を交代します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時10分

○副議長（疋田俊文） 再開します。

◎日程の追加

○副議長（疋田俊文） ただいま池原真智子議長より、一身上の都合により、本日付をもって議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

なお、池原議長におかれましては、除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席をされております。

◎議長の辞職

○副議長（疋田俊文） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、池原真智子議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、池原真智子議員の議長辞職の件は、許可することに決定しました。

池原真智子議員の入場を許可します。

（6番 池原真智子 入場）

○副議長（疋田俊文） 池原真智子議員には議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

議長退任の挨拶を登壇の上願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○副議長（疋田俊文） 池原真智子議員。

（6番 池原真智子 登壇）

○6番（池原真智子） 皆さん、この一年間、大変お世話になりました。議長就任当初は右も左もわからず無我夢中で議長職を皆さんの支えによって推進してまいりましたが、この1年つつがなく議長の職を努められましたのも同僚議員の皆さん、そして理事者の皆さんのご支援・ご協力があればこそと考えております。

本日をもって一議員としてまた河合町の発展、それから議会活動に、邁進してまいりたいと思いますので、どうか皆さんのご協力をお願いを申し上げまして私の退任の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

◎日程の追加

○副議長（疋田俊文） お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（疋田俊文） 選挙の方法は、指名推薦あるいは投票、いずれの方法といたしまししょうか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○副議長（疋田俊文） 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によって行うことに決定しました。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉村幸訓議員、森尾和正議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

○副議長（疋田俊文） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（疋田俊文） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（疋田俊文） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番馬場千恵子議員から順次投票願います。

（投票）

○副議長（疋田俊文） 投票もれはありますか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（疋田俊文） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

吉村議員、森尾議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(疋田俊文) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち谷本昌弘議員11票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、谷本昌弘議員が議長に当選されました。

ただいま、当選されました谷本昌弘議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(疋田俊文) それでは、谷本昌弘議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○議長(谷本昌弘) はい、議長。

○副議長(疋田俊文) 谷本議長。

(新議長 谷本昌弘 登壇)

○議長(谷本昌弘) ただいま河合町の議会議長という大役を担うことになりまして、その責務の重大さにプレッシャーを感じておるところでございます。もともと私、議会と行政というものは車でいえば両輪のように思っております。両方の車輪がうまく機能いたしますように皆様方のご支援・ご協力を賜りながら、また浅学菲才な私でございます。是非とも皆様方のご協力を賜りながら、行政に推進していきたいと思っております。簡単素地ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長(疋田俊文) 谷本議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

○議長(谷本昌弘) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時37分

○議長(谷本昌弘) 再開します。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） ただいま疋田俊文副議長より、一身上の都合により、本日付をもって副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第3とし、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

なお、疋田副議長におかれましては、除斥の規程が適用されますので、あらかじめ退席されております。

◎副議長の辞職

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、疋田俊文議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、疋田俊文議員の副議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

疋田俊文議員の入場を許可いたします。

（8番 疋田俊文 入場）

○議長（谷本昌弘） 疋田俊文議員には副議長の辞職が許可されましたことをお伝えいたします。

副議長退任の挨拶を登壇の上、お願いします。

○8番（疋田俊文） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、疋田議員。

（8番 疋田俊文 登壇）

○8番（疋田俊文） 皆さんのおかげで、一年間無事に副議長努めることが出来ましたこと、厚く御礼を申し上げます。また一議員に戻って河合町発展のために尽くす所存でございます。一年間どうもありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（谷本昌弘） 選挙の方法は、指名推薦、あるいは投票、いずれの方法といたしましうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることといたします。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（谷本昌弘） ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉村幸訓議員、森尾和正議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○議長(谷本昌弘) 投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれ、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○議長(谷本昌弘) これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番馬場千恵子議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○議長(谷本昌弘) 投票もれはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) これより開票を行います。

吉村幸訓議員、森尾和正議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(谷本昌弘) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち疋田俊文議員12票、馬場千恵子議員1票。

この選挙の法定得票数は3.25票です。

したがって、疋田俊文議員が副議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をいたします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(谷本昌弘) それでは、疋田俊文議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、お願いします。

(8番 疋田俊文 登壇)

○副議長（疋田俊文） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、疋田議員。

○副議長（疋田俊文） 選挙によって再び副議長に選ばれましたこと、厚く御礼を申し上げます。

河合町理事者の皆さん、そして議員の皆さんの本当に推薦、また投票いただきましてありがとうございます。実は私今日朝、起きた時にウグイスが鳴いておりました。そして佐味田の事務所を出るときにキジが鳴いておりました。本当に河合町という町は、ほんとにいい町だなと。そういうところの副議長にさせていただくということは本当に身に余る光栄でございます。これからも副議長としてしっかりやっていきますので、どうか皆さんよろしく願います。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任についてを、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（谷本昌弘） 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時55分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

それでは指名を行います。

総務常任委員会の委員として、杵本光清議員、森尾和正議員、谷本昌弘議員、中尾伊佐男議員、辻井賢治議員、以上5名。

厚生常任委員会の委員として、吉村幸訓議員、池原真智子議員、西村潔議員、岡井誠也議員、以上4名。

経済建設常任委員会の委員として、馬場千恵子議員、岡田康則議員、疋田俊文議員、弓戸猛議員、以上4名。

それぞれ、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく、お願い申し上げます。

続きまして、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時02分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に中尾伊佐男議員、副委員長に杵本光清議員。

厚生常任委員会委員長に岡井誠也議員、副委員長に吉村幸訓議員。

経済建設常任委員会委員長に岡田康則議員、副委員長に馬場千恵子議員。

以上の方々が選任されました。

◎日程の追加

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（谷本昌弘） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

それでは、指名を行います。

杵本光清訓議員、岡田康則議員、森尾和正議員、中尾伊佐男議員、岡井誠也議員、弓戸猛議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々を選任いたします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

ただいま、選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長には森尾和正議員、副委員長は本光清議員、以上の方々が選任されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたします。

◎同意第11号、の上程、説明

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より、同意第11号について、提案理由の説明を登壇の上、お願いします。

○町長（岡井康徳） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） それでは、平成25年5月臨時議会に上程いただきました同意第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第11号 固定資産評価員の選任についてでございます。

固定資産評価員が平成25年3月31日をもって退職したことに伴いまして、その後任として下記のものを選任したいので地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。

住所、河合町大字池部3番地3。

氏名、藤岡和成。

生年月日、昭和26年8月15日。

なお参考に経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

◎同意第11号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3、同意第11号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

藤岡和成氏の一身上の問題でありますので、退場願います。

（副町長 藤岡和成 退場）

○議長（谷本昌弘） これより、同意第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、同意第11号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決いたしました。

藤岡和成氏、入場願います。

（副町長 藤岡和成 入場）

◎承認第1号から承認第3号、の上程、説明

○議長（谷本昌弘） 続きまして、理事者の方より承認第1号から承認第3号までの3承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成25年5月臨時議会に上程いたされました、承認第1号から承認第3号までの3承認につきまして、順次説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました、平成24年度河合町一般会計補正予算についてご説明いたします。

まず第1条歳入歳出予算の補正につきましては、規定の歳入歳出予算からそれぞれ1,665万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を64億8,150万8,000円とするものでございます。

第2表、地方債の補正につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、合計4事業の借入限度額を表のとおり定め起債の限度額を6億1,210万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。12ページをお開き願います。

今回の補正の内、給料及び共済費の減額につきましては、すべて額の確定に伴う不用額の減額で総額にして1,600万円の減額となっております。

次に人件費以外の項目についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理費で退職者増に伴う退職手当組合負担金1,600万円の増額。

財政調整基金費で財源調整により1,665万1,000円の減額となっております。

次に歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税で500万円の増額。

同じく2項固定資産税で2,100万円の減額。

同じく 4 項町たばこ税で1,003万4,000円の減額。

9 款地方交付税、1 項地方交付税で7,126万7,000円の減額。

13款国庫支出金、2 項国庫補助金で7,955万円の増額。

20款町債、1 項町債で110万円の増額となっております。

以上歳入歳出1,665万1,000円の減額補正となっております。

続きまして、承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました、河合町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第 3 号が平成25年 3 月30日に公布されたことに伴う改正でございます。

今回改正いたします内容は、第54条第 5 項及び第131条第 4 項の改正、でそれぞれ独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止するものでございます。

次に附則第10条の 2 の改正につきましては、固定資産税等の課税標準の特例の改正で都市再生特別措置法に規定する協定倉庫で平成25年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に締結されたものについて協定締結後 5 年間はその価格を 3 分の 2 とするものでございます。

この条例は平成25年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました、河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第 3 号が平成25年 3 月30日に公布されたことに伴う改正でございます。

今回改正いたします内容は、平成20年 4 月の後期高齢者医療保険制度の創設に伴い国民健康保険から後期高齢者医療に移行することにより国保単身世帯、特定同一世帯となるものについては 5 年間世帯別平均割り額が半額となっております。今回世帯別平均割り額の減額期間を 3 年間延長し 8 年間軽減措置を行うこととし、延長期間となる 3 年間においては、世帯

別平等割り額の減額は4分の1の軽減措置とするものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、上程いたされました3案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 歳入部分ですけれども、固定資産税のマイナスの2,100万円と地方交付税が7,100万円ほど減額になっているその中身というか、詳しくお聞きしたいと思います。

○税務課長（岡田昌浩） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田税務課長。

○税務課長（岡田昌浩） 今ご質問の固定資産税についてでございますけれども、固定資産税3年に一度評価替えというのが行われます。今回24年度で評価替えがございましたので、その分減価して減収となっております。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、福井総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） 普通交付税の減額理由について説明させていただきます。

まず一つは普通交付税で5,026万7,000円の減額になっております。これにつきましては、交付税の算定時点におきまして、いろんな国の制度改正あるいは、単位費用と基礎となる数値の見直しなどが行われた結果、減少しております。

また基準財政収入額という部分におきまして、法人住民税これが実際の町の収入より課題に算入されたことから大きく減少になったものでございます。

次に特別交付税につきまして、2,100万円の減額でございます。これにつきましては、当初の段階で国の地方財政計画、これが特交全体として20.5パーセント増額ということが示されておりました。しかしながら震災分この辺を除きますと0.5パーセントの増加ということになっておりましたので、それに合わせて減額させていただいたところでございます。

○議長（谷本昌弘） 他ございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 一つは地方交付税のその減という分については予想できなかったことなのかどうかというのもあるんですけども、もう一つの質問は地方債の補正の部分ですけども、4点ほど変更がありますが、この内容について詳しくお聞きしたいと思います。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、福井総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） 交付税につきましては、毎年度当初予算の段階で国の地方財政計画に基づきまして当初予算を決定させていただいております。その後当然算定ということになるんですけども、その辺につきましては当然その時点で国の制度改正等、整ってまいります。その時点で当然額は増減することは否めないと考えております。

それと町債。地方債補正の増減についてでございます。4点でございます。

まず1点、道路整備事業債。これにつきましては、事業費、事業内容の確定に伴いまして起債の対象部分、これが確定したことから増額させていただくものでございます。

次に学校教育施設等整備事業債。これにつきましては国庫補助金、この額が確定したことに伴い国庫補助金を増額しそのほぼ同額を地方債から減額するものでございます。

次の減収補てん債。これにつきましては、地方交付税の普通交付税これが大きく減少している原因の一つとして法人住民税の過大算入という部分がございます。これを補てんする目的で2,870万円増額するものでございます。

最後に退職手当債につきましては、今回職員の退職8名ございまして、その追加負担金等がございました。そのことと財源がかなり減少しておることから、これを発行し財源を補てんするものでございます。以上でございます。

○議長（谷本昌弘） 他ございませんか。

○7番（西村 潔） はい。

○議長（谷本昌弘） はい、西村議員。

○7番（西村 潔） 収入についてまず追加で質問しますけども、まず9ページのところで中学校費補助金というのがありますけど、これの内訳ですね、補助の対象になってる内訳。それから先ほど説明がありました、退職手当金8名が出たために収入が少ないということですが、過去の退職手当金の累計額ですね、現在残っている累計額について、説明をお願いしたいと思います。それから、歳出の方に向かってよろしいでしょうか。議長。

○議長（谷本昌弘） はい、どうぞ。

○7番（西村 潔） 歳出について質問いたします。まず財源の補正がありました。一つは17ページのところの道路橋梁維持費とか道路の新設改良費。これが財源の補正があります。それと19ページのところに中学校の建設費が財源の補正がありますね。これは地方債と一般財源を減額して県の支出金ということで7,955万ということが出ておりますけども、これの財源の補正をする理由ですね、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。以上です。お願いします。

○教育総務課長（御輿善弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、御輿教育総務課長。

○教育総務課長（御輿善弘） 私の方からは、国庫支出金の教育学校施設改善交付金ということで、その内訳ということなんですけれど、これにつきましては、文部科学省の方の耐震補強工事に伴います補助金ということで、第1中学校、第2中学校の部分になっております。それと歳出のもう1点の中学校建設費の財源補正ということなんですけれどこれについては先ほど総務部次長が言いましたように、国庫補助金が確定したことによって地方債の減額で財源振替をさせていただいております。以上です。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、福井総務部次長。

○総務部次長（福井敏夫） 1点ご質問の退職手当の累計額というご質問でございます。現時点で資料持ち合わせておりません。後日、日を改めて報告させていただきたいと考えております。

それともう1点歳出の土木費の財源振替についてでございます。これにつきましては道路橋梁等維持費あるいは道路橋梁の新設改良費におきまして、事業内容が確定しました。その確定に伴いまして起債として充当出来る範囲が広がりました。そういうところから、480万円地方債増額させていただきその分一般財源をマイナスさせていただいたところでございます。

- 議長（谷本昌弘） 他ございませんか。
- 1番（馬場千恵子） はい、議長。
- 議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。
- 1番（馬場千恵子） ちょっと教えてもらいたいですけれども、地方債で補正されてる中
学校の教育施設の部分ですけれども、これは3月議会で繰越明許費であがってきた分の内容
と同じでしょうか。
- 総務部次長（福井敏夫） 議長。
- 議長（谷本昌弘） はい、福井総務部次長。
- 総務部次長（福井敏夫） 3月議会におきまして、繰越明許費を設定させていただいた部分
でございます。
- 議長（谷本昌弘） 馬場議員、質問は2回ということになっておりますので、1回おまけし
て3回になりましたけど、4回、5回はご遠慮願いたいです。
- 議長（谷本昌弘） 他ございませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。
これより承認第1号の採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)
- 議長（谷本昌弘） 多数であります。
よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度河合町一般会計
補正予算）は、承認することに決定しました。
-

◎承認第2号の質疑、討論、採決

- 議長（谷本昌弘） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河合町
税条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(河合町税条例の一部改正)は、承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(河合町国民健康保険税条例の一部改正)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は、承認することに決定いたしました。

◎教育長就任の挨拶

○議長（谷本昌弘） 以上で、今期臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

ここで少し時間をいただき、4月1日をもって就任されました竹林信也教育長は本臨時会が任期最初の議会となりますので、竹林信也教育長、就任の挨拶を登壇の上、願います。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（谷本昌弘） はい、竹林教育長。

○教育長（竹林信也） 議会の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

議員の皆様方には、先の3月定例議会におきまして私の教育委員会委員の任命同意をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

その後4月1日に河合町教育委員会を開催していただきまして、その中で教育長の任命を受けました。教育長就任いたしまして早1カ月になりますけれども本当にこの重責痛感しておるところでございまして、身の引き締まる思いでございます。

私は昭和51年に河合町役場に就職をいたしまして、以来37年間勤めてまいりました。その間教育委員会部局には配属されたことはございません。しかしながら、この37年という行政経験を活かし、今後は河合町の将来を担う子供たちの学力、また体力そういった向上は基より今後生きる力を育むそういった教育行政を進めてまいりたいと考えております。河合町の子供たちが将来社会において必要となる生きる力、これは学校だけでは出来ません。家庭であるとか、地域であるとか、また行政、議会そういったものが一体となって教育に取り組まなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

今後、議会におきましても、河合町の教育行政にお力添えをいただきまして、ご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。私の就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） ありがとうございます。

お諮りします。

今期、臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをもって会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、平成25年第1回臨時会は、閉会することに決定いたしました。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議

長

谷本昌弘

前

議

長

池原真智子

前

副

議

長

足田修文

署

名

議

員

北井賢治

署

名

議

員

三ツ戸猛